

# 千葉市バイオマスボイラー導入調査業務委託 募集要項

## 1 業務の目的

現在、ガスボイラーを使用している千葉市動物公園動物科学館へのバイオマスボイラーの設置に向けた具体的な実施方法の調査を行う。

また、あわせて、脱炭素地域づくりに向けたエネルギーの地産地消への転換を図る都市型モデルを構築するための一手法として、市内におけるバイオマスボイラーの導入展開に向けての基礎調査を行うものである。

## 2 業務の概要

- (1) 委託名 千葉市バイオマスボイラー導入調査業務委託
- (2) 履行場所 千葉市若葉区源町280番地外
- (3) 業務内容 千葉市バイオマスボイラー導入調査業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日から令和6年3月18日(月)まで
- (5) 委託限度額 22,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
- (6) 支払条件 完了後一括払い
- (7) 担当部署 千葉市都市局公園緑地部公園建設課 担当:山尾、村田  
(事務局) 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
電話番号 043-245-5868  
E-mail kensetsu.URP@city.chiba.lg.jp

## 3 公募スケジュール

	内容	日程
1	募集要項の公表及び公表に伴う書式のダウンロード	令和5年5月12日(金)
2	質問書の受付	令和5年5月12日(金)から令和5年5月23日(火)17時まで
3	質問書に関わる回答の公開	令和5年5月26日(金)に千葉市ホームページに掲載
4	企画提案参加申込書の受付	令和5年5月30日(火)17時まで
5	企画提案書提出要請	令和5年6月2日(金)までに要請者に通知
6	企画提案書の提出	令和5年6月14日(水)17時必着
7	プレゼンテーション	令和5年6月23日(金)
8	選定結果通知	令和5年6月下旬
9	委託契約締結	令和5年7月上旬

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 令和4・5年度の千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されている者であること。  
なお、登録業種（大分類）が「調査・計画」であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 当該業務の参加表明書提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
  - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）及び千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成29年5月23日施行）に基づく指名停止措置等を受託候補者決定までの間に受けている者
  - カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
  - キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
  - ク 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- (3) 平成25年度から令和4年度までに元請けとして、同種業務（バイオマスボイラー導入に関する計画策定又は調査）の履行実績（国・地方公共団体）があること。
- (4) 共同企業体等にあたっては、次の要件を満たしていること。
  - ア すべての構成員が（1）、（2）、（3）の要件を満たしていること。
  - イ 共同企業体等に関する協定書を締結していること。
  - ウ 各構成員は、ほかの共同企業体等の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

#### 5 参加手続き

- (1) 企画提案書
  - ア 別紙「千葉市バイオマスボイラー導入調査業務委託仕様書」に記載の委託業務の内容を熟読し、企画提案を行うこと。
  - イ 提案には、「6 審査方法及び評価項目（2）評価項目及び配点」に記載の「評価項目」と「評価の着眼点」を踏まえ、仕様書の項目に沿って可能な限り具体的かつ詳細な説明を含んだ提案書を作成すること。
  - ウ 企画提案書はA4サイズ用紙に具体的かつ簡潔に作成すること。
- (2) 提出書類等
  - ア 提出書類及び提出部数

- (ア) 企画提案参加申込書 (様式第 1 号) 1 部
- (イ) 配置予定技術者の経歴等 (様式第 2 号) 1 部
- (ウ) 同種業務等の履行実績 (様式第 3 号) 1 部

(契約書の写し、認定書の写し又は T E C R I S 登録書など)

※履行実績とは、平成 2 5 年度から令和 4 年度までに元請けとして行ったバイオマスボイラー導入に関する計画策定又は調査の実績

- (エ) 共同企業体等一覧表 (様式第 4 号) 1 部

※共同企業体を構成する場合のみ提出すること。

- (オ) 委任状 (共同企業体等) (様式第 5 号) 1 部

※共同事業体を構成する場合のみ提出すること。

- (カ) 誓約書 (様式第 6 号) (様式第 7 号) 各 1 部

- (キ) 企画提案書 各 1 0 部

※「5 参加手続き (1) 企画提案書」に記載した事項を遵守すること。

※提出する 1 0 部のうち 1 部のみ社名を記載し、残り 9 部は無記名とすること。

※企画提案書を記録した電子媒体 (CD-R または DVD-R) 1 枚を併せて提出すること。

- (ク) 提案価格書 (様式第 8 号) 1 部

- (ケ) 業務工程計画書 (様式任意) 1 部

#### イ 提出期限

(ア) ~ (カ) 令和 5 年 5 月 3 0 日 (火) 1 7 時必着とする。

(キ) ~ (ケ) 令和 5 年 6 月 1 4 日 (水) 1 7 時必着とする。(要請者のみ)

#### ウ 提出方法

持参または郵送すること。

なお、郵便事故等を防ぐために簡易書留やレターパックなど、郵便物の追跡が可能な方法での提出を推奨する。

#### エ 提出先

千葉市都市局公園緑地部公園建設課 担当：山尾、村田

〒2 6 0 - 8 7 2 2 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

電話番号 0 4 3 - 2 4 5 - 5 8 6 8

E-mail kensetsu.URP@city.chiba.lg.jp

#### オ その他

1 事業者 1 参加申込とする。

### (3) 質問の受付・回答

#### ア 質問の提出方法

質問書 (様式第 9 号) を使用して作成し、電子メールで提出すること。

なお、電子メール到着確認のため、送信後は必ず担当部署へ電話で確認すること。

#### イ 質問の受付期間

令和 5 年 5 月 1 2 日 (金) から

令和5年5月23日（火）17時必着

ウ 回答方法

令和5年5月26日（金）までに、千葉市ホームページにおいて公表する。

(4) 現地説明会

ア 実施

希望する者に対し現地説明会を実施する。（資格条件の確認をする場合があります。）

イ 実施方法・期間

希望者は担当部署の連絡先へ電話で連絡し調整の上実施する。

(5) 辞退

本プロポーザルへの参加申込後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

ア 提出書類 辞退届（様式第10号） 1部

イ 提出先 「5 参加手続き（2）提出書類等 エ 提出先」と同じ

## 6 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

ア 審査は、千葉市公園建設課に設置する委員会において、提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行い、企画提案書の内容を精査・評価のうえ、最優秀提案1件を決定する。

イ 提案者のプレゼンテーションへ出席できる人数は、5名以内とする。

ウ プレゼンテーションの詳細な日時や場所などは、別途調整のうえ、通知する。

エ プレゼンテーションを行う際、提案者各自のパソコンを使用すること。

オ 審査の結果は、決定後、速やかに提案者に電子メールで通知するとともに、千葉市ホームページで公表する。なお、審査内容に関する質問や選定結果に関する異議申立ては受付けない。

カ 評価点の合計点が最も高い応募事業者が複数いる場合は、評価項目の「調査検討能力」の得点が高い事業者を選定する。

キ カにおいて同じ点数である場合には、委員による審議により決定する。

ク 応募者が1者であっても評価を行う。ただし、最優秀提案として適当でないと認められる場合は、優先交渉権者を選定しないことがある。

(2) 評価項目及び配点

審査は、次に示す観点から、審査し、委員1人につき100点、総合点数は700点（委員7名の合計）とする。評価項目と各配点は以下のとおり。

評価項目	評価事項(評価の着眼点)		配点基準	
業務実施能力	業務を遂行できる能力はあるか。	本業務に類似する業務について豊富な実績があるか。(バイオマスボイラー導入に関する計画策定又は調査等)	20	40

	業務の実施体制は十分に整っているか。	統括責任者、担当技術者は、豊富な経験、専門性や資格等を有しているか。	10	
		担当技術者は本業務を実施するために十分な配置となっているか。	5	
		仕様書の項目に対応した適切で実現性のあるスケジュールとなっているか。	5	
調査検討能力	動物科学館へのバイオマスボイラーに導入の調査	現状が適切に把握され、計画立案に向けた調査項目、内容、方法が示されているか。	20	60
	動物科学館へのバイオマスボイラーに導入を実施するための資料作成	検討結果を受け、次年度以降の事業着手に向けた資料作成が円滑かつ適切に実施することが期待できるか。	15	
	市内へのバイオマスボイラーの導入可能性の調査	千葉市の特性を踏まえた調査内容、方法が提案されているか。	15	
	取組意欲	本業務に対する取組意欲が高く、円滑かつ柔軟な業務遂行が可能か。	10	
合計			100	

## 7 契約

- (1) 委員会において、最優秀提案と決定した提案を提出した者を優先交渉権者とし、詳細な業務内容及び契約条件について、千葉市と協議・合意した後に委託契約を締結する。  
なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。
- (2) 前項の交渉が不成立となった場合は、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (4) 契約相手方は、この契約と同時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条に該当する場合は、免除とする。
- (5) 委託料の支払いについては、業務完了後一括払いとする。

## 8 企画提案の無効・失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 企画提案書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- (3) 提案価格書記載の金額が委託限度額を超えた場合

- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (8) プレゼンテーションの日時に参集が出来なかった場合

## 9 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された企画提案書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出期限以降の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (5) 企画提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じ、千葉市と提案者の協議のうえ、修正を依頼する場合がある。
- (6) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けることとする。
- (7) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。  
ただし、審査期間中は、第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (8) 本企画提案に関連し、知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。